

## <案>

### 「あいち人権推進プラン（仮称）」～希望にあふれた豊かで明るい未来に向けて～ <概要>

#### 【プラン策定の背景】

基本的人権は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。SDGs（持続可能な開発目標）といった国際的潮流や国内での制度・政策上の取組もあり、人々の人権問題に対する認知度や多様性を受け入れる姿勢は高まりつつあります。しかし、眞の理解に基づいて人権が尊重されているかどうかは危うく、具体的な場での差別意識は残っていると思われます。そこで、2022（令和4）年4月に制定した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、さらには、日本国憲法や国際人権諸条約にもさかのぼりながら、ますます進む情報化社会において県民が無防備な人権侵害に晒されたり、取り残されることのないよう、また、県民が様々な人権課題に関する情報にアクセスすることを可能とし、人権擁護について身近に感じられる環境を整えるため、「あいち人権推進プラン」（以下、「本プラン」という）を策定することとしました。

#### 【プラン策定の基本的事項】

##### 【趣旨】

2022（令和4）年に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本プランを策定しました。

##### 【位置づけ】

本プランは、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、人権尊重の社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、県民、企業等事業所、NPO、大学など、様々な活動主体の役割を示すとともに、こうした全ての主体が人権尊重の社会づくりを実践する上で参考となるプランとしました。

##### 【計画期間】

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

##### 【策定方法】

本プランの策定にあたり、愛知県人権施策推進審議会で専門的な意見を伺うとともに、様々な県民の声を幅広くお聴きするため、関係団体へのヒアリングや人権啓発キャラバンによるワークショップなどを行いました。

#### 【人権尊重の社会づくりに対する基本的な考え方】

- 継続的な取組の推進と新たな問題への対応
- 個人の尊厳の確保と共生社会の実現
- 多種多様な取組の推進
- 県民の主体的な参加の促進
- 人権尊重の視点に立った行政の推進

#### 【基本目標】

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、  
誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

**個人の尊重** 一人一人をかけがえのない存在として認め合い、個人の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を尊重し、保護します。

**多様性の承認** 多様性に寛容だけでなく、多様性のもたらす文化的・経済的・社会的な豊かさを積極的に活用していきます。

**誰一人取り残さない社会** 様々な視点を取り入れ、全ての住民が社会に参画する平等で公正な社会をめざします。

#### 【施策目標】

##### 【施策目標1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり<包括性>】

人権課題の解消に向けては、まず、人々の人権意識の向上を図り、包括的に人権侵害の未然防止を図っていかなければなりません。人権意識の向上は、人権啓発・教育によって人の深部に働きかける必要があり、国や市町村はもちろん、企業等事業者、NPOなどの民間団体等とも協力しながら、地域社会等へ働きかけていきます。また、人権に関する相談に的確に対応するとともに、関係機関との連携を図ることにより、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりをしていきます。

##### 【施策目標2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応<多様性>】

人権課題は多岐にわたり、課題がちがっていても共通した面がある一方で、課題ごとの個別性もあります。また、同じ人権課題であっても、一人ひとり、程度に差があったり、考え方のちがいによって、どのような対応を求めるかも様々です。こうした一人ひとりのニーズに応じた対応は、障害者の分野では合理的配慮<sup>①</sup>という言葉で表されますが、それ以外のあらゆる人権課題においても求められます。また、近年、注目されているインターネットによる人権侵害や性的少數者、ヤングケアラーといった課題のほか、遺伝情報・ゲノム情報による差別といった新たな人権課題が次々に可視化されてきています。このように、人権課題も当事者のニーズも多様であることを踏まえ、一人ひとりに寄り添いながら対応していきます。

##### 【施策目標3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり<交差性>】

被差別部落の女性や障害のある高齢者、性的少數者の外国人など、人権課題が交差している場合には、分野ごとの限定した枠組だけではなかなか解決できません。また、人権課題に対応する各機関や支援者においては、単独では対応し切れない場合があります。一方で、人権課題を抱える人たちは、分野は異なっていても、経験の類縁性によって、つながりが生まれる可能性があります。したがって、人権課題を抱える当事者同士も、人権課題に対応する各機関や支援者も、交差する人権課題を踏まえ、相互に認め合いながら、支え合っていくような連携・協働の関係づくりを行っていきます。

#### 【プランの対象者】

2023年4月1日現在、愛知県には747.5万の方々が住んでいるほか、通勤や通学などで本県に滞在し、活動している方々もいます（以下、「県民」という）。その中には、人権課題を抱えている方もいれば、そうでない方もいます。今、人権課題を抱えていないと思っていても、将来、抱える可能性があったり、実際に抱えていても気づいていない方もいるかもしれません。また、人権に関する課題の解消は、社会全体で取り組んでいかなければならないことから、本プランでは、全ての県民及び県内の事業所を対象に考えていきます。

## 【施策体系図】



## プランの推進に向けて

### <期待する役割>

本県においては、広域的な人権施策の実施、様々な主体との連携・協働の推進、国への要望、市町村への支援などを行ってきますが、人権尊重の社会づくりにおける様々な活動主体に対して、次の役割を期待します。

主 体	役 割
国	人権侵害行為の防止や人権侵害による被害者を救済するための制度の確立、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財源措置など
市町村	地域の実情に応じたきめ細かな人権啓発活動、住民に対する情報提供や相談対応など
その他の公的機関	各機関の専門性に応じ、行政や民間団体等と連携した取組など
NPOなどの民間団体等	NPOなどの民間団体は、各団体独自のノウハウや情報の蓄積、公的機関では築けないネットワークの構築、地域のニーズを的確に把握した活動など。また、労働団体は、労働者に対して人権啓発を行うとともに、労働者の人権を守ること
企業等事業所	労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守のほか、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策へ協力すること。
県民	家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力すること
大学	学生に対する啓発や活動支援、研究機関として行政や民間団体等への支援、各人権分野での人材の育成など
学校(小・中・高等学校) 幼稚園・保育所等	幼児児童生徒一人一人が互いにちがいを認め、相手を尊重して人間関係をつくる教育活動、発達段階に応じた人権教育など

### <プランの進行管理と適切な見直し>

本プランに掲げる施策の実施状況について、「愛知県人権施策推進審議会」において評価を受けることとし、その結果を毎年度公表します。また、実施状況のほか、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、本プランの内容について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

### <実施状況の公表>

県民に対して、人権施策の実施状況を明らかにするとともに、本県の取組を周知し、全国に広めていくため、「あいち人権施策年次レポート」を作成し、公表します。また、本県の取組をウェブページに掲載するだけでなく、SNSなどを使って積極的に情報提供することにより、取組を広く知らせます。

- 1) 障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を義務付けている。具体的には、行政機関等と事業者が事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的なバリアを取り除くために必要かつ適当な現状の変更または調整をしなければならない。また、合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要とされている。本プランでは、こうした個別ニーズに応じて、事後的に、当事者との対話を通じ、非過重負担の原則の中で、社会的障壁をなくそうとする合理的配慮の考え方は、人権分野全般にわたって必要であると考え、障害者分野以外にも取り入れるものとする。
- 2) インターセクショナリティ（複合差別／交差性）という概念で説明され、同じ属性を基盤とする戦略の限界が問題提起されている。